

■ 「南丹市国民保護計画改訂（素案）」 「南丹市地域防災計画改訂（素案）」に係るパブリックコメントの結果について
 （意見募集：令和6年1月15日から令和6年1月31日まで）

項番	ご意見の概要	計画改訂素案における該当の箇所	ご意見に対する南丹市の考え方
		項目	
「南丹市国民保護計画改訂（素案）」へのご意見			
1	<p>現行の「福祉避難所」さえ、要配慮者側からみれば100%避難できない状況にあります。福祉避難所を施設事業者に依存している状況をどのように改善しますか？</p>	<p>国民保護計画本編（P. 35～36） 第2編 平素からの備えや予防 第5章 要配慮者等への支援体制の整備 1 要配慮者対策 （5）避難施設対策等</p>	<p>本市では福祉施設と協定を締結し、災害時には施設を「福祉避難所」として、要配慮者の受け入れをしていただけるよう備えています。 コロナ禍を経験し、感染症流行下での施設への受け入れが難しくなっている状況もあり、福祉施設以外の要配慮者の避難場所として、収容避難所内に福祉避難コーナーを設置する取組を進めており、今後も更なる拡充に努めます。</p>
2	<p>要配慮者を含めた訓練を次回の南丹市防災訓練で実施してください。</p>	<p>国民保護計画本編（P. 35～36） 第2編 平素からの備えや予防 第5章 要配慮者等への支援体制の整備 1 要配慮者対策 （6）要配慮者の安全確保</p>	<p>令和5年度に実施した南丹市総合防災訓練では、障がい者や外国人にも参加いただき、避難訓練を実施しました。次回以降の訓練でも関係団体と連携し、要配慮者の訓練への参加協力を求めます。</p>
3	<p>「地域の外国人支援システムの整備」について、本計画策定後すみやかにどのようなシステムをいつ立ち上げるのか明らかにしてください。</p>	<p>国民保護計画本編（P. 36～37） 第2編 平素からの備えや予防 第5章 要配慮者等への支援体制の整備 2 外国人対策 （1）外国人支援体制の整備</p>	<p>関係部署と連携して、他の自治体の事例研究を行い、システムの整備を検討します。</p>

項番	ご意見の概要	計画改訂素案における該当の箇所	ご意見に対する南丹市の考え方
		項目	
「南丹市地域防災計画改訂（素案）」へのご意見			
1	<p>「近鉄ケーブルネットワーク株式会社（KCNなんたん）と連携し、気象台から警報等が発表された時は、ケーブルテレビ（11チャンネル）でL字放送する。またさらに住民に避難等を促す緊急時や非常時には、緊急放送で周知する」となっているが、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者として、位置づけが必要と考えます。</p> <p>株式会社KCNなんたんの本社がある生駒市では、株式会社KCNを公共的団体及び防災上重要な施設の管理者として位置づけ、防災予防、応急対応、復旧復興の処理すべき対応と明記されています。</p> <p>南丹市内の地域情報通信の基盤となる施設を引き継がれた事業者として、災害時の緊急放送だけでなく、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者として位置付け、防災知識の普及・予警報等の周知徹底・災害情報及び緊急対応等の報道、施設の応急対応・施設の早期復旧に務めていただくことが必要と考えます。</p>	<p>地域防災計画 一般計画編（P.12） 第1章 総則 第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	<p>KCNなんたんには南丹市災害対策本部と連携し、警報等が発表された際や避難等を促す際の情報発信を実施いただいています。また、防災訓練等へも参加をいただき、有事に備えた体制づくりにも協力をいただいています。</p> <p>KCNなんたんには今後とも有事だけでなく、平常時における防災活動に協力を求めるとともに、「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」としての位置づけについて、協議を進めます。</p>

項番	ご意見の概要	計画改訂素案における該当の箇所	ご意見に対する南丹市の考え方
		項目	
2	<p>私の区にも自主防災組織がありますが、自主防災組織の具体的活動に対する市の働きかけがない状況です。市からの働きかけと支援をお願いします。</p>	<p>地域防災計画（P.103） 一般計画編 第2章 災害予防計画 第19節 自主防災組織整備計画 第1 計画の方針 1 自主防災組織の具体的な活動</p>	<p>災害時において、地域の自主的な活動である自主防災組織の取り組みは重要であると認識しており、自主防災組織の活動は自主防災組織育成補助金や消防防災施設等整備事業補助金により支援を行うとともに、自主防災組織が防災訓練を実施される際には、市から備蓄食料品の提供や備品の貸与などを行うなどして市も協力しています。</p> <p>また、自主防災組織でタイムライン（避難計画）の作成が進むよう、講習等の実施により支援を行っています。</p> <p>これらの事業を今後も継続していきます。</p>
3	<p>要配慮者の名簿の作成者の割合がはなはだ低い。「避難行動要支援者名簿の作成」に加えて、「名簿登録率のアップ」を記載されたい。</p> <p>また、「個別避難計画の作成」はほとんど進んでおらず、私の区では地域への働きかけも皆無です。市域4町全ての作成の目標時期を計画策定後、速やかに明らかにしてください。</p>	<p>地域防災計画 一般計画編（P.113） 第2章 災害予防計画 第23節 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2 在宅の要配慮者対策の推進 (1) 市における支援体制の整備</p>	<p>災害時要配慮者支援台帳の登録は、本人の意思により行います。</p> <p>本市では、災害時要配慮者支援台帳の登録要件を「65歳以上の一人暮らし高齢者」、「75歳以上のみで構成される世帯の者」など、幅広く設定しています。定期的に登録勧奨をしているものの、「登録不要」の意思表示される方も多く、登録不要とされた方を対象者から除くと登録率は約6割に上昇します。今後も要配慮者の把握に努めるとともに、真に必要な方が登録されるよう、継続した周知・啓発に努めます。</p> <p>個別避難計画については、現在、南丹市全域で運用している「南丹市災害時要配慮者支援台帳」において、国が求める個別避難計画に記載が必要な事項の大部分を既に盛り込んでいますので、今後は、当該台帳を中心にしながら整備してまいります。また、要配慮者に対する個々の支援を実現するためには、地域での防災意識を高めるとともに、地域自らが防災計画や要配慮者の支援計画の策定に取り組む必要があるため、災害時要配慮者支援台帳が個々の支援に具体的に活用されるように働きかけます。</p>

項番	ご意見の概要	計画改訂素案における該当の箇所	ご意見に対する南丹市の考え方
		項目	
4	対策6項目のほとんどが手がついていません。いつ、何を行うのか、計画策定後速やかに明らかにしてください。	地域防災計画 一般計画編 (P.117) 第2章 災害予防計画 第23節 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第3 外国人の安全の確保	関係部署と連携して、他の自治体の事例研究を行い、事業の実施を検討します。
5	南丹市外への避難先の明記がないので、明記してください。	地域防災計画 原子力災害対策編 全般 (P.8~62)	原子力災害の際の京都府外への避難先は兵庫県内の市町村です。原子力災害における避難に関する内容は、南丹市原子力対策住民避難計画で別途定めています。